

榎原運動公園指定管理者の公募に関する質疑回答

No.	質問	回答
1	<p>自主事業として以下の事業を検討しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドッグランの開催 ・犬に関するイベント(ドッグフード、トリミング、ドッグホテル、動物病院等の事業者を集めたイベント) ・廃材や段ボールで自由に子供が遊ぶことのできるイベント ・春や秋に咲く花のイベント等 <p>このようなイベントを実施することはできますでしょうか。</p>	<p>自主事業として、榎原運動公園の設置目的に適う範囲において、列挙いただいた内容を実施することは可能です。ただし、現段階では内容の詳細が把握できないため、事前の通知・協議の時点で内容が不相当であると判断した場合は実施することはできません</p>
2	<p>募集要項 P2 (4)リスク分担 ※2 「1件あたり100万円未満の修繕は指定管理者の負担とし、それ以外は協議とする」と記載されていますが、100万円以上の修繕が発生した場合、指定管理者が修繕費で負担する場合もあるのでしょうか。また、指定管理者が負担する100万円以上の修繕費の上限はあるかご教示ください。</p>	<p>安全性、緊急性、金額、復旧方法等を協議し、指定管理者の負担で1件あたり100万円以上の修繕を実施いただく場合もあります。上限額について定めはありません。</p>
3	<p>募集要項 P2 (4)リスク分担 ※3 不可抗力についての定義は記載されていますが、大規模修繕(例えば多目的グラウンドの人工芝の張替えなど)が発生した場合の休業補償はあるかご教示ください。</p>	<p>管理運営に影響を及ぼす様な大規模修繕に係る休業補償については、休業期間や休業に伴う損失、休業に伴い不要となる業務等について協議し決定します。</p>
4	<p>募集要項 P2 (4)リスク分担の ※4及び管理運営の基準及びP33 別紙4リスク分担表 ※5「短期間の休業」と記載されていますが、短期間とは、どれ位の日数を想定しているかご教示ください。</p>	<p>7日以内を想定しています。 なお、令和元年5月に貴賓室を榎原市指定緊急避難場所及び榎原市指定避難所として指定しましたが、2日以上にわたって開設したことはありません。</p>
5	<p>管理運営の基準 P5 第二章 事業概要 1. 施設概要 (1)対象施設 「※総合プールは休止とするが、管理をおこなうこと。」とはどの程度の管理が必要なのでしょうか。また、プールの管理に修繕が含まれている場合は指定管理料の修繕費内での修繕として良いかご教示ください。</p>	<p>総合プールエリアの管理については、休止のため設備の点検は不要です。植栽管理については、近隣の迷惑にならない程度で構いません。ただし、要望や苦情があった場合は、誠意をもって対応ください。 また、修繕については、修繕枠内で対応いただいて構いません。</p>
6	<p>管理運営の基準 P9 (4)受付業務 ①利用受付 「早期に使用日を決定することを要するものに係る日程調整については、申請の内容を精査したうえで、調整会議を開催し、…」となっていますが内容の可否は指定管理者が判断するものなのかご教示ください。</p>	<p>指定管理者で判断ください。 判断基準については別紙「榎原運動公園年間スケジュール調整会議要領」を参照ください。</p>
7	<p>管理運営の基準 P10 (4)受付業務 ④案内支援工 「施設使用者に喫煙など条例・規則・内規に基づく規制などを注意し、指導すること。」と記載されていますが、内規はホームページ等で確認できませんが公開されているかご教示ください。</p>	<p>現在、内規はありません。 現在の決まり事としては、指定の場所で吸うこととなっています。 また、指定管理者の意向も踏まえ、協議により内規を整備することは可能です。</p>
8	<p>管理運営の基準 P11 (4)受付業務⑥優先利用(公的行事) 「また公共的団体から直接申し出のあった場合は、市と協議を行うこと。」となっていますが、優先利用について指定管理者が可否を判断するのかがご教示ください。</p>	<p>優先利用の可否は市で判断します。 公共的団体から運動公園へ直接の申し出があった場合は、市へ引継ぎを行ってください。</p>
9	<p>管理運営の基準 P11 (4)受付業務⑦オンライン施設予約サービス 「指定管理者にてオンラインシステムを導入する。」と記載されていますが、指定管理者がオンラインサービスを導入する場合のシステム開発費及び保守費等の経費は積算されているかご教示ください。また、オンラインサービスシステム導入に係る経費は指定管理料の中での負担することになるのでしょうか。</p>	<p>指定管理者でオンラインサービスを提案する場合、システム開発費、保守費等の導入費用は、指定管理料の中での負担となります。 なお、指定管理者でオンラインサービスを提案されない場合、市が導入する代替システムを使用することになります。代替システムの内容については、e古都ならの終了までに協議により決定していきます。</p>

橿原運動公園指定管理者の公募に関する質疑回答

No.	質問	回答
10	管理運営の基準 P14 2. 総合プール(1)基本的事項 「総合プールエリアにて自主事業を行うことができる。」とされていますが、プールエリア内での自主事業に関する制限等があれば詳細をご教示ください。 例として、プールの水を抜いてプール内でイベント等を実施するなどは可能なのでしょうか、その場合、利用後プールに水を入れておく必要はあるのでしょうか。また、プールの一部を自主事業として稼働させることは可能でしょうか。	総合プールエリアでの自主事業については、安全に配慮したうえで行うことができるものとしています。制限としては、総合プールを休止としているので、既存プールを運営することはできません。しかし、簡易な設備を持ち込み水のエリアとして活用いただくことは可能です。プールの水を抜きイベント等を実施することは可能です。また、その場合の水の補給については、その後の利活用等を基に協議となります。ただし、施設の著しい劣化の無いよう維持管理いただく必要があります。
11	管理運営の基準 P17 第四章 維持管理業務 (3)修理業務 ②修理計画 「当該年度に実施する修繕の時期、内容等を明らかにした修繕計画を事業計画に定め」と記載されていますが、修繕を要する箇所等のリストの提示はあるのでしょうか。事前に告知された箇所の修繕計画を作成は可能ですが、多くの場合、修繕は、突発的に発生するものであり事前に修繕箇所を把握や予測も含め事前に修繕費上限額の計画を作成が困難な場合、突発的修繕費を見込んでおいて良いかご教示ください。	修繕を要する箇所等のリストの提示は予定していません。現場説明会及び別紙「令和5年度修繕実績」等を基に計画ください。また、突発的な修繕費も見込んで計画いただいで構いません。
12	管理運営基準 P45 別紙9 P5「※総合プールは休止するとする」とされていますが、貸与備品一覧にプール稼働時のみに使用することになる備品がある理由をご教示ください。また、プールの休止で使用しないプール関係の貸与備品の管理責任はどこまで生じるのでしょうか。	総合プールは休止していますが、別紙9「貸与備品一覧」に含まれるプール関係備品を運動公園内で保管しているため管理ください。また、プール関係備品については、点検や試運転の必要はなく、紛失のないよう管理いただければ構いません。
13	管理運営の基準 P19 第四章 維持管理業務 3 備品管理業務 (3)備品台帳の整備 「備品台帳には、整理番号、区分、品名、規格、設置場所、金額(単価)数量(単価)取得等の区分、取得年月日を記載すること。」となっています。別紙9 貸与備品一覧には取得年月日等が記載されていないので、各備品の詳細内容が記載されている備品台帳の提示をお願いします。	貸与備品の備品台帳については、別紙9「貸与備品一覧」記載事項で整備いただいで構いません。所有備品の備品台帳については、整理番号、区分、品名、規格、設置場所、金額(単価)数量(単価)取得等の区分、取得年月日を記載し整備ください。
14	管理運営の基準 P45 第四章 維持管理業務 別紙9 貸与備品一覧 橿原市公園条例で料金設定がされていない市から貸与されている備品を使用者に貸し出した場合、その使用に係る電気代、水道代等を実費弁償として徴収することは可能でしょうか。 例:スプリンクラーガン付き2輪台車(6台)を貸出し多目的グラウンドで水道水をグラウンドに散布した場合、その水道料金を実費弁償として使用者から徴収することは可能でしょうか。	スプリンクラーガン付き2輪台車等の市から貸与されている備品は、施設利用者に利用いただくことを想定して貸与しており、この使用に係る電気代や水道代等を別途徴収することは出来ません。しかし、栓の閉め忘れ等の適切な利用がなされなかった場合は、その限りではありません。
15	管理運営の基準 P6 第二章 事業概要 1 施設概要 (2)対象外施設 「※備蓄倉庫電気設備の保守・点検及び…指定管理者の責任と負担とする。」となっていますが、具体的にどの範囲までの電気設備の保守・点検で良いかご教示ください。	備蓄倉庫の内部については保守・点検の必要はありません。備蓄倉庫に係るプレーカーまでが保守・点検の範囲となります。
16	管理運営の基準 P9 第三章 施設運営業務 1. 公園施設共通 (4)受付業務 ②使用許可及び P10 ③行為許可 「許可を行うことができる」とは、指定管理者が自発的に許可を行わない判断も可能ということなのでしょうか。P14 2. 総合プール(1)基本的事項で、「総合プールエリアにて自主事業を行うことができる」との同様との考え方でいいかご教示ください。	管理運営の基準 9ページ 第三章 施設運営業務 1. 公園施設共有(4)受付業務 ②使用許可及び③行為許可の「行うことができる」と14ページ 2. 総合プール(1)基本的事項の「行うことができる」は同様の考え方ですが、円滑な施設運営を行うため、使用許可及び行為許可は基本的に指定管理者で行ってください。

橿原運動公園指定管理者の公募に関する質疑回答

No.	質問	回答
17	<p>園内の外灯や屋根付運動場に既に生産中止となっている水銀灯が使用されています。水銀灯が切れた場合、入手ができない状態になっています。最悪の場合、夜間、園内が暗くなり、施設が夜間使用できないことも想定されます。その対応は、どのように考えておられるかご教示ください。</p>	<p>水銀灯に限らず、運動公園内の照明設備(トイレ等)のLED化を一括で実施したいと考えています。しかし、予算化の時期が確定していないため、それまでの期間は修繕枠で単体でLED化等の修繕対応ください。</p>
18	<p>自主事業及び目的外使用の質問事項 ・50メートルプールの観客席下の利活用が可能か(卓球、フェンシングなど) ・子供プールの利活用が可能か ・ソフトボール場の目的外使用(グランドゴルフ会場など)が可能か ・公園南側の道路にアーバンスポーツ練習用の平均台、他の設置が可能か ・音楽系のイベントが可能か ・屋根付きグランドでのドローン教室が可能か・まほろば広場でのドッグラン設備設置は可能か ・まほろば広場バーベキューが可能か ・まほろば広場での盆踊り、防災キャンプなどのイベントが可能か ・駐車場でのピクニックボール教室が可能か</p>	<p>自主事業として、橿原運動公園の設置目的に適う範囲において、列挙いただいた内容を実施することは可能です。ただし、現段階では内容の詳細が把握できないため、事前の通知・協議の時点で内容が不適当であると判断した場合は実施することはできません。</p>
19	<p>新規事業 ・公園内駐車場の有料化が可能か ・まほろば運動場の芝生化が可能か ・監視カメラの整備(現状が老朽化)が可能か ・トイレの24時間利用(早朝利用者)は可能か ・ヤタガラスフィールドのネット外での熱中症対策用の屋根付きベンチの設置が可能か(クラウドファンディング) ・土日常設飲食店(月替わり)は可能か</p>	<p>公園内駐車場の有料化については、営利を目的とした場合出来ません。しかし、有料化に伴う市への収益還元等を目的とした内容であれば協議が可能です。ただし、条例の改正が必要となるため、長期間の協議が見込まれます。 まほろば広場の芝生化については、不陸がなく整った形での整備で、既存の利用方法(グラウンドゴルフ等)がプレー可能な整備であれば、芝生化に向け協議することができます。 監視カメラの整備、トイレ24時間利用については、安全に配慮いただいたうえで、ご提案いただいて構いません。 熱中症対策用の屋根付ベンチを設置することは可能ですが、導入方法・設置内容等については協議が必要であり、協議の結果しだいでは設置できない場合もあります。 飲食店についてはご提案いただいて構いませんが、現段階では工作物を計画しているのか等の詳細が把握できないため、事前の通知・協議の時点で内容が不適当であると判断した場合は実施することはできません。</p>
20	<p>現状料金設定のない場所、営利目的の場合の場所代の料金設定の導入は可能か</p>	<p>条例で定めのない施設で料金を徴収することは出来ません。 しかし、自主事業として24ページ 第六章 自主事業 1. 基本的事項に記載のとおり、橿原運動公園の設置目的に適う範囲において新たな提案をすることは可能です。ただし、内容や詳細が不適当であると判断した場合は実施することはできません。</p>

榎原運動公園年間スケジュール調整会議要領

- 1、 年間スケジュール調整会議(以下「会議」という)で、優先使用できる条件は、
 - ・県大会、近畿大会、全国大会等
 - ・前記上位大会につながる予選会等とし、それ以外の試合、練習等は含まない。

- 2、 会議に参加できる者は、前記条件を満たすことのできる試合を開催する団体とする。

- 3、 以下の日程は最優先の為、優先使用をすることはできない。
 - ①市主催、共催の行事、市が重要であると認めた行事(後援は該当しない)
 - ②原則月1回の土曜日・日曜日(祝日)を一般使用日とする。
(公式行事等により、変更する場合がある)

- 4、 会議で決定した日程については、必ず3月末までに申請書を提出すること。提出のない場合は無効とすることがある。

令和5年度修繕実績

公園エリア

No.	修繕内容	金額
1	ソフトボール場照明絶縁改修	264,000
2	乗用トラクター用レーキ補修シャックル	1,089
3	クラブハウス玄関 LED電球	932
4	ネット補修用 つなぎロープ	1,535
5	ターザンロープ用吊り下げ ロープ交換	49,500
6	硬式野球場用 散水ノズル交換	9,800
7	製氷機修理	49,379
8	軟式野球場 ホース部材	2,367
9	軟式野球場 ワイヤレスマイク電池カバー	3,760
10	まほろば広場(B回路)外灯漏電改修	110,000
11	ソフトボール場トイレ排水管修繕	24,200
12	第2トイレ男子多目的トイレのウォシュレット	54,500
13	芝刈機L X 2 7 9 ホイール修理	92,818
14	ラグビーボール用ボルト	10,542
15	ラグビーボール用ボルト	9,020
16	第2トイレ男子多目的トイレのウォシュレットリモコン取付部品	1,111
17	硬式野球場倉庫量水器ボックス	10,978
18	ハードレイキ補修部品	130,130
19	まほろば広場(C回路)外灯修繕	77,000
20	クラブハウス給水栓の設置	236,500
21	整地レーキ補修用ボルト他	2,547
22	砂場補修、砂入れ一式	154,000
23	木製遊具補修一式	77,000
24	テニスコートスパイラルギア	55,000
25	軟式野球場照明修繕 安定器・ランプ	66,000
26	ソフトボール場照明修繕 分電盤	308,000
27	歩道補修用用土	4,186
28	歩道補修用用土	5,780
29	硬式野球場本部席東・西側 水栓交換	17,930
30	テニスコートネット補修金具	2,296
31	スポーツトラクター修理	31,339
32	事務所男子トイレ小便器バルブ交換	83,050
33	事務室湯沸かし器交換	47,080
34	舗装補修(石畳、事務所前道路)	550,000

35	ターフトレイ補修	440,000
36	テニスコートハンドル	10,500
37	大更衣室シャワーカーテン	17,712
38	まほろば広場・南駐車場外灯補修	184,800
39	硬式野球場ベース	61,710
40	硬式野球場フェンス修理	158,400
41	多目的コーナーフラッグ	18,000
42	第1トイレ非常押しボタン交換	18,700
43	バラ園土壌改良牛糞堆肥	12,000
44	1人ブランコ簡易補修	22,000
45	2番テニスコート補修	495,000
46	軟式野球場いたわりトイレ排水用皿	1,086
47	水道メーター交換	325,160
48	木製遊具補修	415,690
49	フットサルゴールネット(屋根付)	38,500
50	第2トイレいたわり男女天井照明 修理・東側外灯タイマー交換	55,000
51	屋根付運動場 非常警報器バッテリー	4,070
52	管理事務所棟南 光電式スポット型感知器2種	6,915
53	屋根付運動場ネット補修	115,017
54	バラ園土壌改良牛糞堆肥	9,000
55	園内補修部品(水栓他)	6,721
56	ヒノキレーキ60(5本組×2)	45,000
57	サッカーゴールネット	167,200
58	テニスネット	80,900
59	第1トイレ男子いたわりトイレ ウォシュレット	30,450
60	テニスコート用珪砂	35,574
61	FL-20 蛍光灯他	4,175
62	テニスコート用珪砂	4,312
63	バックネット補修	921,800
64	乗用草刈り機修理	13,035
65	第1トイレ男子いたわりトイレウォシュレットリモコン取付台	2,000
66	硬式野球場スコアボードPC 接続ケーブル	1,755
67	硬式野球場スコアボードPC 接続ケーブル	1,651
68	珪砂 6号	10,780
69	JVC Victor WM-P970	23,211
70	バスケットボールゴールネット	4,360
71	軟式野球場小便器フラッシュ バルブ修理	17,050
72	塩カル 25kg×65袋 硬式、軟式、ソフト土壌改良用	184,470
73	珪砂 5袋	5,225

74	ソフトボール場整備(土入れ)	385,000
75	ラビットモアフック	13,200
76	樹脂チップ(多目的グラウンド)	33,000
	計	6,943,498

プールエリア

No.	修繕内容	金額
1	スタンド棟誘導灯交換	57,750
2	エアコン設置費用	86,625
	計	144,375